

富士市子育て世帯Uターン支援補助金 活用の手引き



富士市 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室

目 次

1	補助金の概要	1
	(1) 補助金の目的	
	(2) 補助金を受けるための要件	
	(3) 補助対象経費	
	(4) 補助金額	
	(5) 交付の条件	
2	補助金の交付までの流れ	3
3	申請手続き	4
	(1) 計画書の提出／計画書の変更	
	(2) 交付申請	
	(3) 交付決定	
4	お問合せ・提出先	6
5	Q & A	7

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的

子育て世帯※₁の本市への移住を促進するため、子育てを機に再転入※₂をする子育て世帯の移住及び生活環境の変化に係る費用の一部について、予算の範囲内において支援します。

本補助金における用語の定義は以下の通りです。

※₁ 子育て世帯 次のいずれかに該当する世帯

○ 再転入をする日の属する年度の4月1日における年齢が6歳未満の子及びその親がいる世帯

○ 再転入をする日において、母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる世帯

※₂ 再転入 本市に居住していた方が県外に転出をした後、本市に再び転入をすること

(2) 補助金を受けるための要件

補助金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ① 申請日において、子育て世帯に属している方のうち、次のいずれかに該当する方
ア 子育て世帯の子の親又はその親と婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方
イ 母子健康手帳の交付を受けている妊婦又はその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。）
- ② 再転入をした日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた方
- ③ 再転入をする直前の居住地において、当該子育て世帯と同一の世帯に属していた方
- ④ 再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの期間において、連続して3年（再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2年10か月）以上である方

なお、上記にかかわらず、富士市移住就業支援補助金の申請者又は交付者は、対象外となります。

(3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、子育て世帯において再転入に伴う生活環境の変化に対応するため、又は住居を移転するために要した費用で、本補助金を受けるために事前に提出する計画の承認日から申請日までと同じ世帯のいずれかの方が支払った費用が対象となります。

自動車購入費	自己所有の自動車（1世帯1台に限る）を市内の事業所において購入等をするために要した費用（上限20万円）
運転免許取得費	普通自動車免許を取得するため市内自動車教習所において受講した教習等の受講に要した費用
ペーパードライバー講習費	運転に不慣れな方を対象に市内自動車教習所において行われるペーパードライバー講習の受講に要した費用
子育て用品購入費	チャイルドシート、ベビーベッドその他子育てに必要な用品（市内事業所において購入したものに限る。）の購入に要した費用
住宅賃貸の諸経費	住宅を賃借するための敷金、礼金及び仲介手数料に要した費用
住居の移転費	市内住居への移転（引っ越し）費用で、引越業者又は運送業者に支払った費用
電気機械器具の廃棄費	再転入前に使用していた家電製品の廃棄に要した費用

なお、上記費用のうち、富士市結婚新生活支援補助金又は富士市先導的テレワーク移住者支援補助金の申請をした、又は交付を受けた経費については対象とすることはできません。

(4) 補助金額

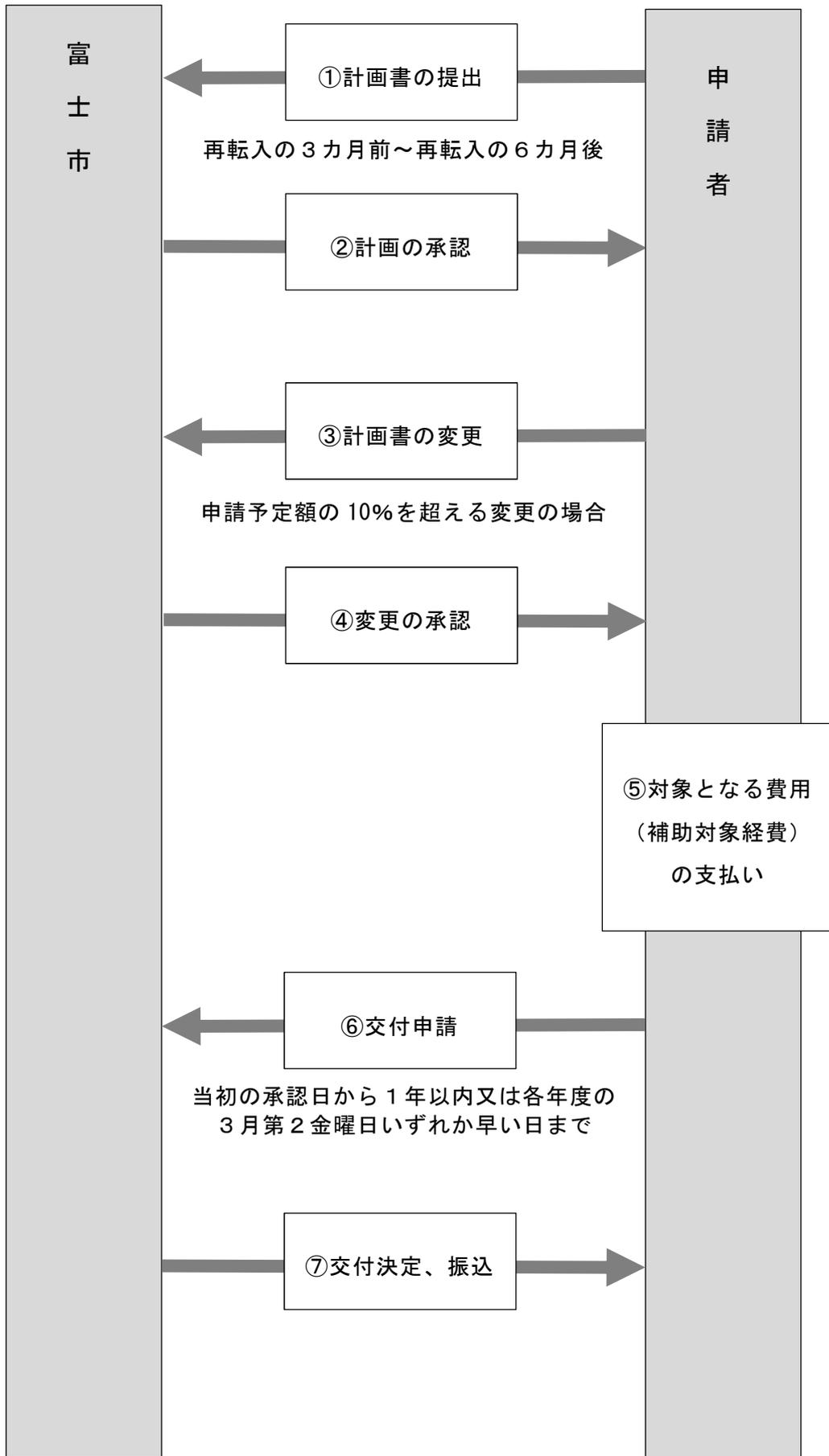
本補助金では、補助対象経費を最大50万円まで補助します。（千円未満切り捨て）

なお、本補助金の交付は、同一世帯で1回限りとなります。

(5) 交付の条件

本市へのUターン促進に係るPR及び各種調査へのご協力をお願いします。

2 補助金の交付までの流れ



3 申請手続き

(1) 計画書の提出／計画書の変更

① 提出書類（様式は、市ウェブサイトよりダウンロードが出来ます。）

No	提出書類
1	【新規提出の場合】 子育て世帯Uターン計画書（第1号様式） 【提出済みの計画書の内容を変更する場合】 子育て世帯Uターン変更（中止）計画書（第3号様式）
2	【新規提出の場合】 再転入をする直前に居住していた市区町村における居住地及び居住期間を確認できる住民票の除票等
3	【新規提出の場合】 再転入をする直前の居住地において、当該子育て世帯と同一の世帯に属していたことを確認できる世帯全員分の住民票の除票等
4	【新規提出の場合】 再転入をする前の本市での居住地及び居住期間を確認できる住民票の除票又は戸籍の附票等
5	【新規提出の場合】 申請予定の補助対象経費の内容及び金額等を確認できる書類（製品カタログ、パンフレット又はこれらに類する書類、見積書など） 【提出済みの計画書の内容を変更する場合】 変更しようとする申請予定の補助対象経費の内容及び金額等を確認できる書類

② 提出方法

富士市役所シティプロモーション課移住定住推進室へ上記書類を直接持参し、提出してください。受付時間は、8時30分から17時15分までです。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

様式はこちら



③ 提出期限

計画書は、再転入をする日の3か月前の日から、再転入をした日の6か月後の日までに提出してください。

④ 留意事項

本市から計画の承認（変更の承認）の通知を受ける前に支払った費用については、本補助金の申請の対象とすることができませんので、ご注意下さい。

(2) 交付申請

① 提出書類（様式は、市ウェブサイトよりダウンロードが出来ます。）

No	提出書類
1	富士市子育て世帯Uターン支援補助金交付申請書（第5号様式）
2	補助対象経費に係る領収書の写し
3	【自動車購入費を申請する場合】 自動車検査証の写し、自動車保有等状況報告書（要領第1号様式）
4	【子育て用品購入費を申請する場合】 購入した用品によっては必要に応じて、当該用品を専ら子育てのために使用していることを確認できる写真 ※提出時にご相談ください。
5	【賃貸住宅の諸経費を申請する場合】 住宅の賃貸借契約書の写し及び当該契約に係る諸費用の内訳金額が確認できる書類の写し

② 申請方法

富士市役所シティプロモーション課移住定住推進室へ上記書類を直接持参し、申請してください。受付時間は、8時30分から17時15分までです。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

様式はこちら



③ 申請期限

計画の承認の日から1年以内又は各年度の3月第2週金曜日のいずれか早い日までに申請してください。

④ 留意事項

予算の上限に達したときには、申請手続きができない場合がありますので予めご承知ください。その際には、市ウェブサイトでお知らせします。

(3) 交付決定

交付申請により提出された書類の審査を行い、適当と認めるときは、富士市子育て世帯Uターン支援補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知します。

通知後、指定していただいた振り込み口座に、市から補助金の支払いを行います。

ただし、次に該当する場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただくことがあります。

- ①偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- ②補助金の交付を受けた日から1年以内に市外に転出したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
- ③補助の対象となる自動車、用品又は住宅を補助金の目的に反して利用し、又は正当な理由なく処分したとき。

4 お問合せ・提出先

富士市 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL : 0545-55-2930 FAX : 0545-51-1456

MAIL : kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

Q1. 海外からの移住は対象となりますか？

本補助金は、再転入の前日まで国内の市区町村に居住し、富士市にUターンした方を対象とします。国外から帰国された場合は対象とはなりません。

Q2. 補助対象となる「自動車」はどのようなものですか？

補助対象となる自動車は、世帯員が日常的に使用する車両であって、次に掲げるいずれかに該当するものに限り、なお、補助対象とする費用は、自動車本体価格のみで、オプション装備等に係る費用は対象外となります。

- 自動車検査証において登録されている用途が乗用であって、自家用・事業用の別が自家用である普通乗用自動車、小型乗用自動車又は軽自動車
- 自家用の福祉車両（構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車）

また、自動車購入後の当該世帯における自動車の保有台数は、運転免許を保有する世帯員の数又は2台のいずれか少ない台数以下であることとします。ただし、買替えによって一時的に保有台数が超過する場合はこの限りではありません。保有台数を確認するため、申請にあたっては、「自動車保有等状況申告書」をご提出いただきます。

上記に該当する場合であっても、2人乗りスポーツカーやビンテージカーなど趣味やコレクションの対象として購入した自動車を本補助金の対象とすることはできませんので、計画書の提出時に対象の可否についてご相談ください。

また、本補助金の目的外で使用・保有したり、利益を得るために転売するなど正当な理由がなく処分したりしたことが判明したときは、交付決定を取り消し、補助金の返還対象となる場合がありますのでご注意ください。

Q3. 自動車を購入するにあたりローンを組んだ場合は対象になりますか？

自動車ローンを組んで購入した場合も対象となります。

なお、補助対象経費とすることができるのは、申請日までに返済済みの金額のみとなりますので、返済額が確認できる書類をご提出ください。

Q4. 普通自動車免許の取得のための教習等の費用に含まれるのは？

次に掲げる講習等の受講費用が対象となります。

- 教習所の入所に要する経費
- 教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習に要する経費
- 技能検定等の検定に係る経費

Q5. 補助対象となる「子育てに必要な用品」はどのようなものですか？

次に掲げる用品を対象とします。（これ以外の用品は対象となりません。）

チャイルドシート	ベビーベッド	ベビーカー
子ども用ベッド	学習机	子ども乗せ自転車
子ども用自転車シート（後付けタイプ）		子ども用ヘルメット

なお、計画書の提出にあたっては、子育てに必要な用品であることを確認するため、当該用品の商品カタログ等の当該用品の用途が確認できる書類をご提出ください。これらの書類において交付申請を予定する金額等が確認できない場合にあっては、あわせて見積書等をご提出ください。

また、申請にあたっては、当該用品を専ら子育てのために使用していることを確認するため、使用状況や設置状況などがわかる写真を提出していただく場合があります。

Q6. 移住前に同一の子育て世帯にいたことを確認できる書類はどのようなものですか？

移住する直前に居住していた市区町村で発行した、世帯全員分の住民票（又は除票）の写しをご提出ください。妊娠中の方は、移住前の市区町村で発行された母子健康手帳の写しをご提出ください。

第 2 版
令和 6（2024）年 9 月